

令和5年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議 案 第 1 号	令和4年度三豊市一般会計補正予算(第9号)	3
議 案 第 2 号	令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	4
議 案 第 3 号	令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)	5
議 案 第 4 号	令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)	6
議 案 第 5 号	令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	7
議 案 第 6 号	令和4年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	8
議 案 第 7 号	令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	9
議 案 第 8 号	令和4年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	10
議 案 第 9 号	令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	11
議案第10号	令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)	12
議案第11号	令和4年度三豊市病院事業会計補正予算(第3号)	13
議案第12号	令和5年度三豊市一般会計予算	14
議案第13号	令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	15
議案第14号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	16
議案第15号	令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	17
議案第16号	令和5年度三豊市介護保険事業特別会計予算	18
議案第17号	令和5年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	19
議案第18号	令和5年度三豊市集落排水事業特別会計予算	20

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第19号	令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	21
議案第20号	令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	22
議案第21号	令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算	23
議案第22号	令和5年度三豊市病院事業会計予算	24
議案第23号	三豊市地域交流館条例の制定について	25
議案第24号	三豊市スポーツ推進条例の制定について	28
議案第25号	三豊市防災センター設置条例の一部改正について	33
議案第26号	三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	35
議案第27号	三豊市国民健康保険条例の一部改正について	37
議案第28号	三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	39
議案第29号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	41
議案第30号	三豊市敬老祝金条例の一部改正について	44
議案第31号	三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	46
議案第32号	三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	49
議案第33号	三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について	51
議案第34号	三豊市公民館条例の一部改正について	53
議案第35号	三豊市たくまシーマックス条例等の一部改正について	55
議案第36号	三豊市宝山湖公園条例の一部改正について	59
議案第37号	第4期三豊市地域福祉計画の策定について	62

議案第 1 号

令和 4 年度三豊市一般会計補正予算（第 9 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 3 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 号

令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 号

令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 号

令和 4 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 号

令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

令和 4 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 号

令和 4 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 10 号

令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

令和 4 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 号

令和 5 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 5 年度三豊市一般会計予算を別冊の
おり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 13 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 14 号

令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 15 号

令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 16 号

令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 17 号

令和 5 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 18 号

令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 19 号

令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 20 号

令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、令和 5 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 1 号

令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算

地方自治法第 2 1 1 条の規定により、令和 5 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 22 号

令和 5 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 5 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 23 号

三豊市地域交流館条例の制定について

三豊市地域交流館条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市地域交流館条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上及び福祉の増進を図り、地域活動の振興を図るための拠点として、三豊市地域交流館（以下「地域交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域交流館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理運営)

第3条 地域交流館の管理及び運営は、三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(利用の申請等)

第4条 地域交流館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、利用許可に際し、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(使用料)

第5条 地域交流館の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第6条 市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用者の義務及びその責任)

第8条 利用者は、地域交流館の施設の利用を終了したときは、利用場所及び施設

を清掃し、整頓しなければならない。

- 2 利用者は、故意又は過失により施設、建物、器具等を滅失し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
三豊市地域交流館大見	三豊市三野町大見甲3078番地4

別表第2 (第5条関係)

三豊市地域交流館大見

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
集会室	400
和室	100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市の区域外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍（前項にも該当する場合は4倍）の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

議案第 24 号

三豊市スポーツ推進条例の制定について

三豊市スポーツ推進条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、公正さ及び規律を尊ぶ精神、克己心の涵養等^{かん}のために行われる身体活動であり、人々の夢と誇りを育む文化である。

また、スポーツは、世代、障がいの有無等のあらゆる垣根を超えた交流を生み出し、地域の活力を向上させ、一体感を醸成するものである。

これらのスポーツが生み出す恩恵を享受することは、全ての人々の権利であり、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるようスポーツを振興することは、市の責務である。

こうした認識の下、スポーツを通して人と人とがつながり、豊かさを実感できる三豊市（以下「市」という。）の実現のため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務、市民の役割、スポーツ団体の役割等を明確にするとともに、スポーツの振興に関する施策の基本事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、全ての市民の心身の健康及びスポーツを通じたコミュニティの活性化を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 勝敗又は記録を競う運動だけでなく、趣味又は健康を目的とする運動、野外活動、レクリエーションなどの心身の健康を意識して体を動かす活動をいう。
- (2) 市民 市の区域内に居住する者のほか、市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (3) スポーツ団体 市の区域内において、スポーツ又はその振興に関する活動を行うことを主目的とする法人その他団体をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において、事業活動を行う全てのもの（スポーツ団体

を除く。)をいう。

- (5) スポーツ活動 スポーツの実施、指導、観戦、スポーツイベントの運営など、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動等をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であることに鑑み、スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) スポーツは、全ての市民が生涯にわたって自主的かつ自律的に、その適性、年齢、健康状態及び目的に応じてスポーツに親しむことができるよう推進されなければならない。
- (2) スポーツは、成長の過程にある子どもの体力及び運動能力を向上させるだけでなく、その人格形成や豊かな人間性を育む基礎となるため、市、学校、スポーツ団体、事業者、家庭及び地域の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- (3) スポーツは、世代・地域を越えた交流を生み、コミュニティの活性化を促進するものとなるよう、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができる環境づくり及びスポーツ参画人口の拡大を図りながら推進されなければならない。
- (4) スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類、程度及び特性に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、県、市民、スポーツ団体、事業者その他関係団体と連携を図りつつ、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的かつ主体的にスポーツ活動に取り組み、自らの健康及び体力の保持増進に努めるものとする。

- 2 市民は、スポーツがコミュニティにおいて果たす役割について理解を深めるとともに、自らがスポーツ活動の担い手であることを認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、スポーツ活動への積極的な参画に努めるものとする。

のとする。

（スポーツ団体の役割）

第6条 スポーツ団体は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しみ、技能を向上させる機会の提供など、市民のスポーツに対する関心と理解を深め、市民のスポーツ参加の推進に努めるものとする。

2 スポーツ団体は、自主的なスポーツ活動を通して、市民のスポーツに関する権利利益の保護、心身の健康の保持増進及びスポーツに関する施策への協力に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、自らがスポーツ活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、地域の一員としてスポーツ振興及びスポーツに関する施策への協力に努めるものとする。

（推進計画）

第8条 教育委員会は、第3条に規定する基本理念の実現に向け、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。

2 教育委員会は、前項の計画の策定に当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（生涯スポーツの推進）

第9条 市は、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたって、適性、年齢、健康状態及び目的に応じたスポーツに継続的に親しみ、心身の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を実現できるよう、機会の提供、環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実）

第10条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、学校体育の充実をはじめ、スポーツ教室の実施その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、子どもが生涯にわたりスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動を行えるよう、知識及び技能の習得に対する支援、環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障がい者スポーツの推進）

第 1 1 条 市は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動の機会の提供、スポーツ活動に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の活性化)

第 1 2 条 市は、地域におけるあらゆる世代の市民の交流が促進され、地域の活性化及び連帯感の醸成を図るため、地域スポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、各種スポーツ大会又は競技会の誘致、スポーツイベント又はプロスポーツの開催など、スポーツを通してあらゆる地域資源及び観光資源を最大限活用した地域の活性化に努めるものとする。

(スポーツ選手の育成)

第 1 3 条 市は、スポーツ選手の競技力の向上及び優秀な選手の育成・確保を図るため、事業者、スポーツ団体等と連携して、専門的かつ計画的な選手の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(指導者の確保及び養成)

第 1 4 条 市は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び活用のため、事業者、スポーツ団体等と連携して、講習会及び人材確保のための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備)

第 1 5 条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、スポーツ施設の整備、維持管理、バリアフリー化、利用促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設をその目的に支障のない限りにおいて使用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第 1 6 条 市は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

三豊市防災センター設置条例の一部改正について

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市防災センター設置条例の一部を改正する条例

三豊市防災センター設置条例（平成18年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市山本町防災センターの項の次に次のように加える。

三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲3078番地4
--------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 26 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

三豊市国民健康保険条例の一部改正について

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険条例（平成18年三豊市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 28 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次条第1項」の次に「、7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用
乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での
生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他
家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条に
おいて「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講
じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな
ければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全
計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた
めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳
幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握する
ことができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及び
これと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の

座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 3 0 号

三豊市敬老祝金条例の一部改正について

三豊市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市敬老祝金条例の一部を改正する条例

三豊市敬老祝金条例（平成18年三豊市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三豊市に居住する」を「三豊市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する」に改める。

第2条を次のように改める。

（受給資格）

第2条 敬老祝金は、9月15日現在において、市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、同日までに引き続き1年以上市の区域内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものに対して給付するものとする。

(1) 当該年（1月1日から12月31日までをいう。）において、数え年88歳の者

(2) 当該年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、満100歳以上の者

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例の規定による改正後の三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 3 2 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成18年三豊市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改める。

第39条第1項中「令第11条」を「令第12条」に改める。

別表 1 公営住宅の部高瀬地区の表中

「

高瀬町比地中1854番地	簡易耐火構造平屋建	10
--------------	-----------	----

を

「

高瀬町比地中1854番地	簡易耐火構造平屋建	5
--------------	-----------	---

に改め、

詫間地区の表的場団地の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、仁尾地区の表中

「

仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火構造平屋建	10
---------------	-----------	----

を

「

仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火構造平屋建	8
---------------	-----------	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 公営住宅の部高瀬地区の表の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 33 号

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例（平成28年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

三豊市公民館条例の一部改正について

三豊市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公民館条例の一部を改正する条例

三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表三豊市三野町公民館大見分館の項中「三豊市三野町大見甲3047番地3」を「三豊市三野町大見甲3078番地4」に改める。

別表第2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 3 5 号

三豊市たくまシーマックス条例等の一部改正について

三豊市たくまシーマックス条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市たくまシーマックス条例等の一部を改正する条例

(三豊市たくまシーマックス条例の一部改正)

第1条 三豊市たくまシーマックス条例（平成18年三豊市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条第3号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第7条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第10条第1項第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第12条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第14条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(三豊市文化会館条例の一部改正)

第2条 三豊市文化会館条例（平成22年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用し」を「利用し」に、「市長」を「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「教育委員会」に、「使用」を「利用」に改める。

第4条第1項中「使用」を「利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条中「特別の理由」を「教育委員会において特に必要」に改める。

第6条の見出し中「使用期間」を「利用期間」に改め、同条中「使用」を「利

用」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条の見出し中「使用目的」を「利用目的」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用」を「利用」に改める。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に、「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「教育委員会」に、「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「市長の」を「教育委員会の」に改める。

第12条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第13条第1項第1号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同項第5号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第6号中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「、第6条及び第9条」を「、第4条、第6条ただし書、第8条及び第9条」に、「、第6条ただし書及び第9条」を「、第4条、第6条ただし書、第8条及び第9条」に、「市長」を「教育委員会」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第14条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第16条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表 1 マーガレットホールの使用料の表備考4中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考5及び備考6中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考7中「使用する」を「利用する」に改め、2 その他会議室等の使用料の表備考1中「使用する」を「利用する」に改め、同表備考2中「使用時間」を「利用時間」に改める。

(三豊市市民交流センター条例の一部改正)

第3条 三豊市市民交流センター条例（平成23年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第3条第1項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「特別の理由」を「教育委員会において特に必要」に改める。

第4条及び第6条から第10条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第11条中「市長が」を「教育委員会が」に改める。

第12条第1項及び第3項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第13条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 6 号

三豊市宝山湖公園条例の一部改正について

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例

三豊市宝山湖公園条例（平成21年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第13条第2項中「に消費税等相当額を加えた額」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

（単位：円）

区分	施設名	1時間当たり
中学生以下	Aコート	2,500
	Bコート	2,500
	Cコート	2,400
	多目的グラウンド	2,200
一般	Aコート	5,000
	Bコート	5,000
	Cコート	4,800
	多目的グラウンド	4,400

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 放送設備を利用する場合は、1回の利用につき1,000円を徴収する。
- 3 各コート及び多目的グラウンドの半面を利用する場合は、使用料を2分の1の額とする。
- 4 市の区域外の団体・個人が利用する場合は、使用料を1.5倍の額とする。（放送設備に係る使用料を除く。次項において同じ。）
- 5 入場料を徴収する場合は、使用料を2倍（前項にも該当する場合は3倍）

の額とする。

6 使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 37 号

第 4 期三豊市地域福祉計画の策定について

第 4 期三豊市地域福祉計画を別冊のとおり策定することについて、三豊市議会基本条例第 9 条第 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

三豊市長 山下 昭史